

# ITERおよびBAに関わる連携協力について

## 第3回核融合研究作業部会 平成18年8月31日

日本原子力研究開発機構 執行役  
松田慎三郎

# ITERおよびBAに関わる連携協力について(試案)

## 1. 協議の場の必要性

ITER及びBA計画の実施段階にあたり、国内の協力体制を構築する必要がある。これらの活動に関し、広く産学官の研究者等に対して関連情報の頒布、研究活動に関する意見の集約、国内連携協力の調整を行い、国や極内機関・実施機関に対して意見具申するための協議の場が必要である。

## 2. 核融合エネルギーフォーラム(仮称)の役割

上記目的のため核融合フォーラムを改変し、エネルギー開発を明確な目的としつつ、ITER及びBAの活動に機動的に対応できるような位置づけと機能を持たせることとする。

## 3. 資金負担の原則

1)核融合エネルギーフォーラムの活動に関する経費は核融合フォーラム活動費にて処置する(ITER補助金の一部)。

2)ITER,及びBAの協定に定義されたミッションに関わる研究開発の実施に要する経費は原子力機構へ「ITER補助金」として予算化。大学等がミッションに関わる研究開発やコンポーネント製作を分担する場合、当該貢献に必要な資金は原子力機構と大学等との研究協力契約により措置される。

- 3) 将来の新たな展開を目的として大学等が主体的に取り組む学術基盤からの研究開発の参加にかかる経費は大学・核融合研が措置する。
- 4) ITERのブランケットモジュール開発に要する経費は役割に応じて、原子力機構、大学・核融合研において措置する。
- 5) 以上の原則を踏まえつつ、大学等と原子力機構は協力の実を挙げるため、それぞれの予算増額を目指すと共に、協同して新たな競争的資金の獲得を目指す。
- 6) 事務局機能を原子力機構が核融合研と連携して担う。

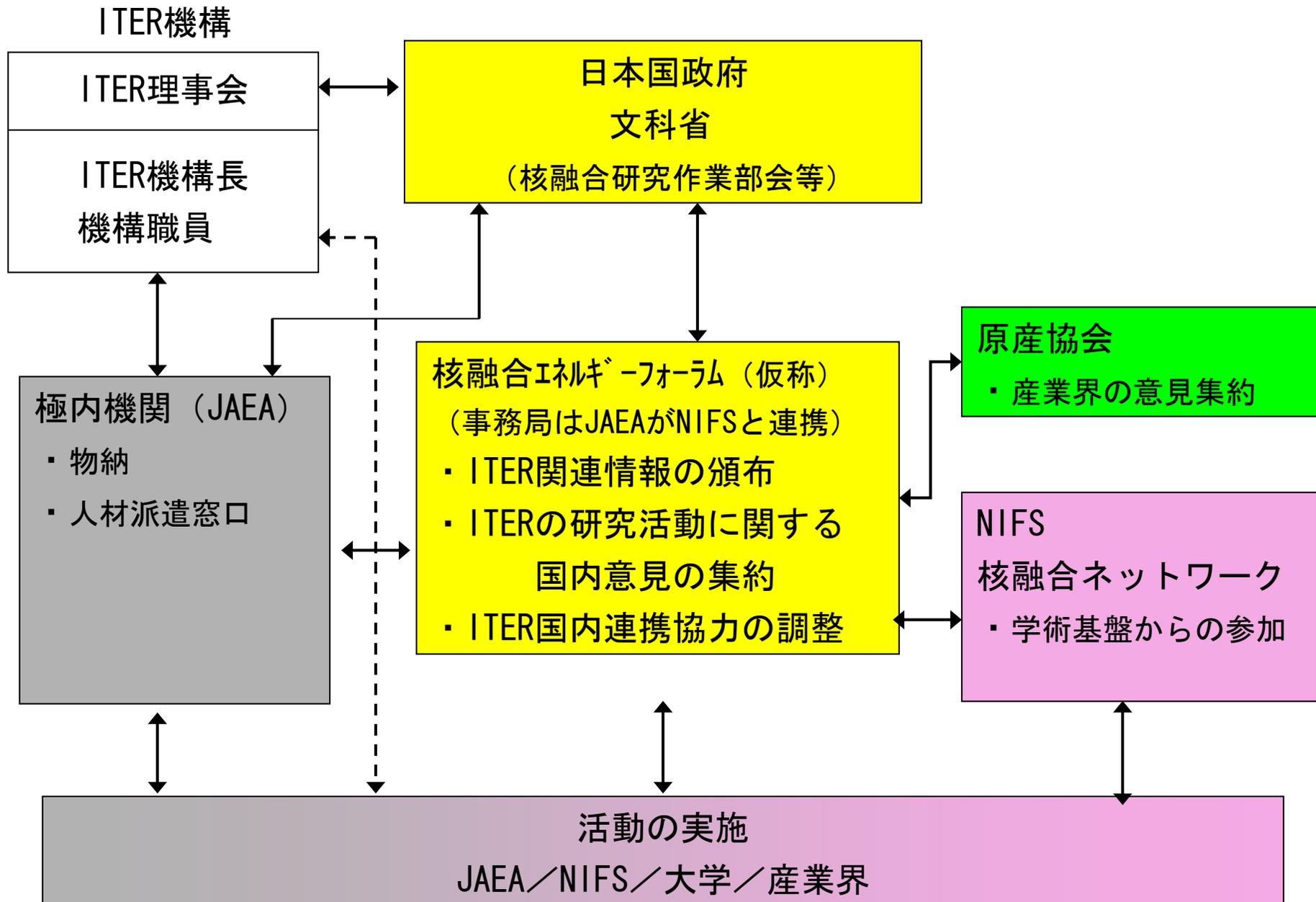
#### 4. 大学等と原子力機構との連携協力

核融合エネルギーフォーラムでの調整を踏まえ、連携協力については大学等と原子力機構との間に共同研究契約、委託研究契約、連携大学院契約、施設・装置の共用契約を締結して実施する。

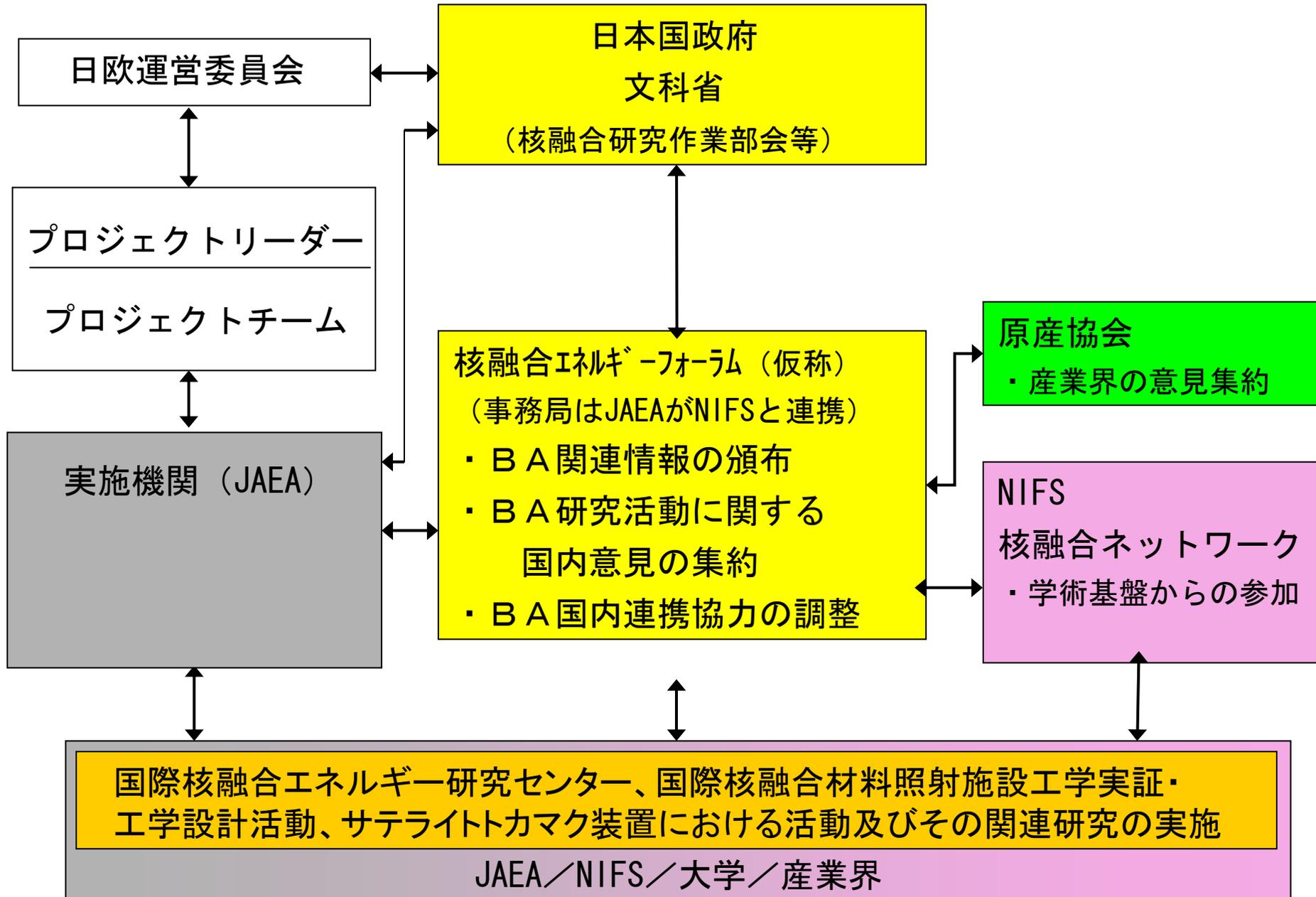
#### 5. 六ヶ所村での協力

六ヶ所村での研究協力については、支分組織を検討している原子力機構、東北大、核融合研などを中心として関連大学を含めた緩やかな協議体により協力と役割分担などを調整する。また、これらの研究拠点に国際的な大学やコースの誘致の可能性も検討対象とする。

# ITERに関する国内実施・協力体制



# BAに関する国内実施・協力体制



## (体制図の補足説明)

- \* ITER及びBAに関する体制図中の矢印は意見調整の流れを示す。
- \* 核融合エネルギーフォーラムでの意見調整の結果が必ずしもそのまま政策の決定や活動の実施に反映されることを意味しない。
- \* これらの政策や活動計画の決定は、それぞれの責任を有するところに於いて、核融合エネルギーフォーラムでの意見調整の結果を尊重しつつなされる。

注) BA: Broader Approach、幅広いアプローチ

JAEA: 日本原子力研究開発機構(略称 原子力機構)

NIFS: 自然科学研究機構 核融合科学研究所(略称 核融合研)